

人身事故は「失職」のおそれがあります。 教職員のための自動車保険 に加入しておきましょう

大教済自動車保険の最大の特徴は、「被害者救済・加入者保護」の事故対応です。

まずは、被害者への慰謝の念を尽くしていただくよう、加入者へのアドバイスを行い、迅速かつ十分な補償が行えるように全力を挙げます。

そのために、加入者の希望により、代理店、提携損保会社、弁護士、専門家、教職員組合などが特別チームを編成し、全面的にバックアップ。事故を起こして不安の尽きない加入者に、しっかりと寄り添います。

あなたが加入している保険は、教職員の身分を守ってくれますか？

大教済の自動車保険は、教職員の身分を守ることを第一に考えて対応します。事故を起こしてからでは、間に合いません。今すぐにご相談ください。



連絡先

①泉北教組 (月火水の13時~18時)

TEL0725・41・1953

②大教済 (月~金の9:30~17:30)

TEL06・97688・43226

ご存知ですか？ 教職員が人身事故を起こしてしまったら…

教職員が交通事故、特に、「人身事故」を起こした場合、身分にかかわるおそれがあります。正式に起訴された場合、禁錮刑以上になる可能性が増えており、禁錮刑以上となると、執行猶予であっても、地方公務員として「失職」したり、教員免許が「失効」したりするからです。

①人身事故を起こすと、こんな処分が…

▶刑事上の処分

過失運転致死傷罪	懲役または禁錮	7年以下(執行猶予もあり)
	罰金	100万円以下

▶行政上の処分

運転免許	停止	30日~180日
	取消	1年~10年

②さらに、公務員の場合はこんな処分も…

▶職務上の処分

欠格条項	失職*	禁錮以上の刑に処せられて、 ①その執行が終わらないか、 ②執行を受けることがなくなるまでの者
------	-----	--

懲戒処分	免職、停職・減給(最長6か月~1年)、戒告 ※地方公共団体により異なります。
------	---

*地方公共団体の条例により、取り扱いに例外がある場合があります。

③その上、教員の場合はこんな処分まで

▶教員免許に関する処分(公立・私立を問わずすべての教員)

教員免許状	失効・取上げ	禁錮以上の刑に処せられた者 ※執行猶予も含まれます。 懲戒免職の処分を受けたとき ※公立学校の教員に限り、 懲戒免職処分に相当する理由で解雇されたとき ※国立・私立学校の教員に限り、
-------	--------	--

たとえば

速度超過違反(30キロ以上)での人身事故

死亡・重傷 (全治30日以上)	免職または停職
軽傷 (全治30日未満)	停職または減給

その他の法令違反による人身事故

死亡・重傷 (全治30日以上)	免職または停職または減給
軽傷 (全治30日未満)	減給または戒告 (罰告・最重注意もあり)

(地方公務員の処分指針は、都道府県・市町村により内容が若干異なります。上記は、一般的な処分指針の例です。)

重大事故になった場合、起訴されて
正式裁判になるケースが増えています。
禁錮刑以上となった場合、執行猶予と
なっても、教員免許は失効してしまいます。

教職員の生活と権利を守るため、泉北教組に加入してください。